

第十三回 衆議院國有林野法案外三件審査特別委員會速記録

(第七號)

明治三十二年二月二十四日午前十一時十五分開議

國有林野法修正意見

津野 常君

提出者

第十九條ノ次ニ一條ヲ挿入シタシ

第二十條 部分林附帶事業ノタメ其部分林又ハ國有林ヲ使用スルトキハ使用料ヲ徴收セス

元ノ二十條ヲ二十一條トナシ以下順次繰下ル事ニセリ

國有林野法案修正意見

佐々木 正藏君

提出者

第三條第二項トシテ左ノ一項ヲ加フ

社寺上地林ニシテ祭典法用及風致ニ必要ナルモノハ其境内ニ組織ヲ爲スヘシ

第六條第二項トシテ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テハ所有者ハ相當ノ補償ヲ請求スルコトヲ得

第八條第二項第五號中「十町歩以內」ノ六字ヲ削ル

第十條ヲ左ノ通り改ム

第十條 國有林野ハ左ノ場合ニ限り隨意契約ヲ以テ賣拂ヲ爲スコトヲ得

得

一 勅令ニ定ムル所ニ依リ緣故者關係者等ニ賣拂フトキ

二 金額五百圓ヲ超ヘサルトキ

第十一條中左ノ通り改ム

第一項貸付ノ下ニ「シ又ハ使用セシム」ノ八字ヲ加ヘ貸付ノ下「ス」ノ字ヲ削ル

第二項中第三號トシテ左ノ一項ヲ加ヘ順次號數ヲ改ム

三 牛馬放牧ノ爲メ使用セシムルトキ

第十二條中貸付ノ下ニ「シ又ハ使用セシム」ノ八字ヲ加ヘ貸付ノ下「ス」字ヲ削リ貸付料ノ下ニ「又ハ牛馬放牧料」ノ七字ヲ加フ

第十三條第一項中「國有林野ノ貸付ハ」ヲ「國有林野ヲ貸付シ又ハ使用セシムルトキハ」ト改ム

第十七條第四項中「」字ヲ削リ方法ノ下ニ「解除」ノ二字ヲ加フ

第十八條第三項トシテ左ノ一項ヲ加フ

地租改正以前ニ於テ林野產物ノ全部若ハ一部ヲ收益シタル證アルモノ亦前項ニ同シ

第二十二條中「及第四項」ノ四字ヲ削ル

第二十二條ノ次ニ左ノ一條ヲ加ヘ以下順次條數ヲ改ム

第二十三條 部分林ノ設置、解除、契約、消滅等ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

國有林野法案修正意見

提出者 關 信之助君 戶狩權之助君

第二十二條ノ次ニ左ノ一條ヲ加ヘ以下順次條數ヲ改ム

第二十三條 第八條第九條第十條第十一條第十二條第十四條第十五條ノ處分ハ主務大臣ニ於テ內務大臣ノ同意ヲ經ルコトヲ要ス

國有林野法案修正意見

提出者 畠山 雄三君

第十八條第二項トシテ左ノ一項ヲ加フ

林國有ニ付林產物ノ全部若クハ一部ヲ收益シタル慣行アルモノハ前項ノ部分林ト見做ス

第十八條第三項トシテ左ノ一項ヲ加フ

國ハ其必要ニヨリ前項ノ收益ニ相當スル部分ノ土地ヲ使用セシメ殘部ニ對スル收益權ヲ解除スルコトヲ得

國有林野法修正意見

提出者 高岡 忠鄉君

第三條第二項トシテ左ノ一項ヲ加ヘ原案第二項ハ第三項トス

社寺上地ニシテ其境内ニ接續シタル風致林野ハ區域ヲ畫シテ社寺現境内ニ編入スヘシ

ニ編入スヘシ

○委員長(杉田定一君) ソレデハ開會致シマス、國有林野法ノ議事ニ掛リマス、矢張逐條ヲ議シテ行キマス、第一條ヲ議ニ付シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(杉田定一君) 御異議ガアリマセヌカラ、第一條ハ可決致シマス、第二條

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(杉田定一君) 御異議ガアリマセヌカラ、可決ニナリマシタ、第三條

○(高岡忠鄉君) 少シ私ハ二項ニ修正ヲ致シタイ、ソレハ「社寺上地ニシテ其境内ニ屬スヘキ風致林野ハ風景保存ニ足ルヘキ區域ヲ定メ社寺境内ニ編入スヘシ」ソレデ此修正ヲ提出シマシタノハ、此社寺ノ風景ヲ保存スルト云フコトハ、是ハモウ一般同感デゴザイマセウト思フノデ、今日ノ處分ニ依ッテ、或ハ之ヲ隨意契約ニシ、賣拂又ハ下戻ト云フヤウナ變動ヲ致シマスモノハ、風致ヲ損ズル恐れガアルト思フ、現ニ高野山ノ如キモ、前年或大臣ガ之ヲ編入シテ吳レルカラ、其金ヲ出シマスニハ、幾分カ物ヲ賣拂ッテ、金ヲ拵ヘナケレバナラヌト云フヤウナ所カラ、社寺ノ方デ、却ッテ辭シタト云フコトモアル、

今日ノ當局者ニ於テハ、サウ云フ不都合ナコトハアリマスマイガ、風致林トナルベキモノハ、總テ社寺ノ境内トシテ、長ク保存スルト云フコトニナレバ、互ニ爭フト云フ觀念モナクナッテ、ムツカシイコトハアルマイト思フ

○農商務技師(村田重治君) 唯今ノ御修正ニ對シマシテハ、別段意味ニ於テ反對デハゴザリマセヌガ、第三條ニ定メマシタ所ニ依ッテ、十分社寺境内トシテ、取擴ヲ致スト云フ考デアリマシテ、内務大臣トモ既ニ先日來協議ヲ致シマシテ、明治維新ノ際ニ甚ダ苛酷ナモノハ、取調ヲシテ社寺ノ祭典保償、或ハ風致ニ必要ナルモノハ、組込ヲスルト云フ考デ、其法文ガ六條ニアルノデアリマスカラ、唯今ノ御修正ガナクとも、ツレハ出來ルコトニナリマス

○(出水彌太郎君) 政府委員ハ是ガナクとも、出來ルト言ハレマスルガ、政府ハナカノシナイデス、是マデモ出來ルト云フ方針デアッタニ拘ラズ、シナイノデアルカラ、ドウシテモ此修正ノ必要ガアリマス

○政府委員(藤田四郎君) 是マデハ大體ノ方針ガ定リマセヌカラ、サウ云フコトモアリマシタガ、此度ハ大イニ是等ノ處分ヲスルト云フ方針ヲ取リマスカラ、御修正ノ必要ハアリマセヌデス、殊ニサウセシナラヌト云フコトニ極メマスルコトハ、穩カデナイト思ヒマスカラ

○農商務技師(村田重治君) 却テ御修正ニナリマス、意味ガ狹マラウト思ヒマスカラ、御注意致シマス、御修正デハ、從來ノ社寺上地林デナケレバ、出來ヌノデアリマスガ、所ガ將來ハ、新ニ社寺ヲ新設致スト云フヤウナモノガ出來マストキニハ、上地林ハアリマセヌカラシテ、唯ノ國有林野ト雖モ、第三條ノ本文ナラバ、出來ルノデゴザリマス、ツレガ却ッテ出來ナクナリマスカラ……

○(出水彌太郎君) ツレハ大變ナ間違デ、本條ニ依ッテ、ツレハ御執行ニナルコトガ出來ルノデスカラ、修正ノ必要ハ、矢張アルノデス

○(戸狩權之助君) 本條ニハ「爲スヨ得」トアルカラ、矢張「得」ト直シテハドウデス

○委員長(杉田定一君) 第三條ノ前項ハ、原案ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(杉田定一君) 可決ニナリマシタ、ツレカラ高岡君ノ修正、第二項トシテ追加ヲスル、是ニ就テ……

○内務省社寺局長(斯波淳一郎君) チョット申シ上ゲマスガ、接續ト云フコトデアリマス、隨分墓地杯ニハ、離レタ所モ澤山アリマスカラ、境内ニ必要ナル林野ト、斯ウシテ下サレバ、大變ニ結構デゴザイマス

○委員長(杉田定一君) 高岡サンハ、ツレデ宜シウゴザイマス

○(高岡忠郷君) ハイ

○委員長(杉田定一君) サウシマス「社寺上地ニシテ其ノ境内ニ屬スヘキ風致林野ハ風景保存ニ足ルヘキ區域ヲ定メテ社寺現境内ニ編入スルコトヲ得」ト云フ、是ニ御同意ノ御方ハ、御舉ゲ下サイ

舉手者 多數

○委員長(杉田定一君) 多數デス、第四條ニハ修正ガ出テ居リマセヌガ……○(關信之介君) チョット私ハ「其立會ヲ求メ合意ヲ得テ」ト云フ字ヲ入レルト云フ修正説ヲ出シマス

○委員長(杉田定一君) 第四條、關君ノ方カラ「其立會ヲ求メ合意ヲ得テ」ト云フ字ヲ加ヘタイト云フ修正説ガ、出テ居リマス、是ニ御同意ノ御方ハ、手ヲ舉ゲテ下サイ

舉手者 少數

○委員長(杉田定一君) 原案ニ決シマス

○政府委員(藤田四郎君) 今二項ヲ議シタデスカ

○委員長(杉田定一君) 二項ハ、原案ニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(杉田定一君) 四條ハ原案ニ決シマシタ、第五條ハ、別ニ修正ハ出テ居リマセヌガ、御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(杉田定一君) 可決ニナリマシタ、第六條ニハ、佐々木君ノ方カラ、斯ウ云フ修正ガ出テ居リマス、第六條ノ第二項トシテ、左ノ一項ヲ加フ「前項ノ場合ニ於テハ所有者ハ相當ノ保證ヲ請求スルコトヲ得」ト云フ一項ヲ加ヘルト云フ、修正ガ出テ居リマス

○(關信之介君) 私ハ字句ヲ修正シタイ「但シ相當ノ保證ヲ求ムルコトヲ得」トシタイト思ヒマス

○委員長(杉田定一君) 第六條ノ本文ノ末ニ「但シ相當ノ保證ヲ求ムルコトヲ得」ト云フコトヲ、本文ノ「之ヲ拒ムコトヲ得ス」ト云フ次ニ加ヘルト云フコトニ、御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(杉田定一君) 可決ニナリマシタ——第七條ハ、別ニ修正説ガ出テ居リマセヌ、原案デ宜イカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(杉田定一君) 可決シマシタ、第八條ヲヤリマス

○(出水彌太郎君) 第八條ノ第三項ノ「社寺上地ノ森林ヲ其ノ社寺ニ賣拂フトキ」ト云フノヲ削除シタイ、其理由ヲ簡短ニ申シマス、此賣拂フト云フコトハ、詰リイカナイ、何故イカナイト云フト云ヒマスレバ、賣拂ヒマスルト、遂ニ其社寺ノ風致ヲ害スルト云フ、結果ヲ來スト云フコトガアラウ、ツレデ末ヘ行キマシテ「委託」ト云フトキニ、丁度之ヲ組合ハセル修正案ガアリマスカラ、之ヲ削リタイ

○(高岡忠郷君) 贊成

○農商務技師(村田重治君) 第三項ヲ削除ノ御説ガアリマスガ、ツレハ政府ハ、御同意スルコトガ出來ヌデスト云フノハ、大變社寺ニ依ッテ、非常ニ賣

拂ヲ希望シテ來ル所モ中ニアリマス、ソレデ今社寺ノ境内ダケ位ナラバ、經畫シテ編入スルト云フコトニナリマシタヨウゴザイマスルガ、其他ノ部分ニ於テハ、社寺ガ自分デ、仕事ヲ立派ニヤツテ行ク所モアリマスカラ、サウ云フ途ヲ開イテ置イテ、不都合ハナイト思ヒマスカラ、成ルベク自由ノ途ダケヲ開イテ置イタ方ガヨイ、尤モ濫ニ拂下ヲスル譯デハアリマセヌカラ、十分内務省ト協議シテ、取締ヲ立テ上デ、ヤル積リデアリマス

○(高岡忠郷君) 私ハ矢張之ヲ除キマシテ、十七條ニ入レルコトハ、必要デアルト考ヘマスル、併シ今政府委員ノ御辯明ノヤウナ、其土地ノ利益又國家ノ上カラ見テ、公益ト認ムル場合ニ於テハ、第四ノ内ニ含マセテ宜シイ、決シテ不都合ハアリマセヌ

○(關信之介君) 私ハ先決問題ヲ出シマス、此項ヲ十七條ヲ議スルマデ、延期致シテ貰ヒタイ

〔贊成々々〕ノ聲起ル

○委員長(杉田定一君) サウ致シマスト始メカラ、一項ヅ、採ッテ行キマス、第八條ノ「國有林野ハ左ノ場合ニ限リ」云々ハ、政府ノ原案デ、御異議ゴザリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(杉田定一君) 第一「公用又ハ公益ノため必要アルトキ」是ハ、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(杉田定一君) 第二「市町村又ハ公立小學校」是ハ、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(杉田定一君) 第三、是ハ十七條ヲ議スルマデ、延バシテ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(杉田定一君) シマスルト是ハ、十七條ノ議事マデ、延バスコトニナリマシタ、第四「命令ノ定ムル所」ト云フノハ、是ハ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(杉田定一君) 可決ニナリマシタ、ツレカラ第五ハ、佐々木君カラ、修正説ガ出テ居リマス、佐々木君ノ修正説ハ「十町歩以内」ト云フ字ヲ削ルト云フ、修正説ガ出テ居リマス、之ニ御同意ノ御方ハ、手ヲ御舉ゲ下サイ

舉手者 少數

○委員長(杉田定一君) 少數デス、原案ニ決シマシタ、第六ハ、是ハ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(杉田定一君) 可決ニナリマシタ、第七ハ、御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(杉田定一君) 第七ハ、可決ニナリマシタ、第九條ハ、別段修正案ハ出テ居リマセヌ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(杉田定一君) 第九條ハ、可決ニナリマシタ、第十條ニハ、佐々木君ノ修正説ガ出テ居リマス

○農商務技師(村田重治君) 第十條ノ大体ニハ、贊成デゴザイマスガ、字ガ落チテ居ルヤウデゴザイマス、國有林野ハトゴザイマスガ、國有林野ノ產物ハト思ヒマス

○(高岡忠郷君) 是ハ、原案ノ方ガ宜シイト思ヒマス

○委員長(杉田定一君) 佐々木君ノ修正説ニハ、別段贊成ガナイヤウデスカラ、原案ニ決シマス、第十一條ニハ、佐々木君ノ修正ガアリマス

○政府委員(藤田四郎君) 貸付シ又ハ使用セシムルコトヲ得ト云フノハ、異議アリマセヌ

○委員長(杉田定一君) 佐々木君ノ修正説ニ、異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(杉田定一君) 修正ニ決シマス、ツレカラ第一ハ、原案ニ異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(杉田定一君) 可決ニナリマシタ、ツレカラ第二ハ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(杉田定一君) 原案ニ決シマス、佐々木君ノ修正説ハ「牛馬放牧ノ爲メ使用セシムルトキ」ト云フ一項ヲ加ヘルト云フノデアリマス、是ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(杉田定一君) 入レルコトニ決シマス、原案ノ第三

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(杉田定一君) 原案ニ決シマス、第四

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(杉田定一君) 原案ニ決シマス、第十二條ニ移リマス

○政府委員(藤田四郎君) 十一條修正ノ結果トシテ、一及三トアルノガ、四トナリマス、御注意マデニ

○(出水彌太郎君) 佐々木君ノ修正ニ異議ナシ

○委員長(杉田定一君) 十二條ハ、佐々木君ノ修正ニ、異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(杉田定一君) 佐々木君ノ修正説ニ決シマス、曩ノ修正ノ結果デ、三ガ四ニ加ハ、リマシタ——第十三條ニ移リマス、十三條ニハ、佐々木君ノ修正ガ出テ居リマス

○(出水彌太郎君) 是ハ前ノ結果デ、斯ウ修正シナケレバナラヌデアリマスカラ、佐々木君ノ修正賛成

○(高岡忠郷君) 是ハ使用ト云フコトハ、詰リ季節ヲ定メテ、一ツ牛馬牧畜ヲサセルト云フコトニナルノデ、牧畜ト異ナル所デアリマスカラ、期限ナドハ、無シデ宜イモノト思ヒマス、現在ドウ云フ御取扱ニナツテ居リマスカ

○農商務技師(村田重治君) 矢張期限ヲ定メテ、ヤツテ居リマス

○委員長(杉田定一君) 佐々木君ノ修正ニ、御異議アリマセヌカ

○委員長(杉田定一君) 佐々木君ノ修正ニ決シマス、サウシマスト此内ノ第一二三ハ、御異議アリマセヌカ

○委員長(杉田定一君) ソレデハ第一カラ第三マデヲ可決致シマス——第四條ニ移リマス

○委員長(杉田定一君) 第十四條ハ、政府ノ原案ニ決シマス——第十五條

○委員長(杉田定一君) 第十五條ハ、全體御異議アリマセヌカ

○委員長(杉田定一君) 十六條、原案ニ異議アリマセヌカ

○委員長(杉田定一君) 十六條全體ガ、可決ニナリマシタ——十七條ニ移リマス

○(出水彌太郎君) 此十七條ハ、唯今御手許ニ廻ハシマシタ如ク修正シタイ、是過日來ヤカマシク申シマシタ社寺林地デアリマス、下戻法案デ社寺上地林ヲ、悉皆下戻スト云フコトニシヤウト云フ意見ヲ、昨日來縷々申上ゲマシタガ、下戻シテシマフト云フコトニナルト、從來ヨリ餘程ヒドイト云フ、政府委員ノ御説明モアリマスルシ、尙ホ深く考ヘマスルト、社寺ニ所有セシムルト云フコトハ、國土保安トカ、風致トカ、土砂扞止等ニ、多少關係ヲ持ツト云フ結果ガ、出來マセウト思ヒマス、私が別ニ出シマシタ他ノ法案ノ内ノ要旨ヲ此處ニ追記シマシテ、十七條ヲ其社寺ニ包含セシムルト云フコトニ改メテ戴キタイ、其社寺ノ林地ハ、府縣知事ニ管轄セシメテ、内務大臣ガ之ヲ監督スルト云フコトニシタイ、其社寺ニ林地カラ產シマス物產ヲ以テ、社寺ノ維持保存ニ充テヤウト云フ意思デゴザイマス、尙ホ私が提出シマシタ保管法案ニハ、監守人ヲ置クトカ云フコトニシテ、罰則ニ處スルト云フ色々ノ規定ガアリマス、ソレヲ保管ノ方法ヲ、勅令ヲ以テサウ云フモノヲ含蓄シテ、命令スルト云フコトニシテ戴キマスレバ、大變社寺ノ爲メ、國家ノ爲メ、不都合ヲ

來サスト云フコトニナラウト思ヒマス、斯ク願ヒタイト思ヒマス、ドウカ是ハ御同意ヲ願ヒマスルト、昨日來ヤカマシク申シマシタ、社寺林地ヲ遞減祿ノナイモノハ、悉皆取消スト云フ精神デアリマス、ドウカ諸君ニ於テ、是非御賛成下サルヤウニ

○(高岡忠郷君) 賛成デアリマス

○政府委員(藤田四郎君) 先日來段々此社寺ノ提出ニ付キマシテ、御熱心ナル御意見モアリ、又林野法ヲ通スニハ、成ルベク讓合ヲシヤウト云フ必要モアリマスカラ、大體ニ於テ、勉メテ諸君ノ希望ニ適フヤウニ致ス積リデアリマスガ、總テ之ヲ上地林ヲ、社寺局デ管轄スルト云フコトニナリマシテハ、隨分困難ヲスラダウト思ヒマス、社寺局長モ注意シマスルガ、實際保管サセルニ付イテ、總テ協議モ致サナケレバ、事實出來ナイコトデアリマスケレドモガ、之ヲ内務省デ管轄シテ往クニハ、社寺局ガ林伐ノ制度モ何モ分リマセヌカラ、詰リ坊主ノ言ヒ成リ次第ニナルト云フノ弊ガ、事實ナイトモ云ヘナイ、ソレデハ是ハワレノ適當ノ方法ニシ、風致林ニシテ取締ヲ付ケンナラヌ、之ヲ總テ農商務省ノ手ヲ離シテシマフト云フコトハ、實際不都合デアラウト信ジマス、又次ニ此保管ノ事柄ハ、總テサセルト云フコトハ、成ルベク其方針ハ、採リマスケレドモガ、セヌナラヌト云フコトニ致シマヒマス

ト云フコトハ、實際種々ノ困難ヲ生ズラダウト思ヒマスカラシテ、事實ハ今ノ出水君ノ云ハレル通り、成ルベクサウ云フ方針ヲ採リタイト思ヒマスガ、是ハ成ルベク委託シ、又ハ保管セシムルヲ得ルト云フコトニシテ貫ヒタイト思ヒマス、ソレデアリマスカラ、實際ニ於キマシテ、諸君ノ希望ハ十分充タシテ居ル、一方ニ於テ、境内ヲ廣メルト云フコトハ、御同意致シタノデアル、即チ上地林ノ内風致ノタメ、境内ヲ廣メルト云フコトハ、同意致シタ、又其他祭典法要其タメニ境内ヲ廣ゲルト云フコトハ、無論三條ニ依リマシテ、行ケルコトニナツテ、其上ニ又尙ホ上地林ノ殘ツテ居ルモノハ、委託サセルナリ、委託スルナリ、保管ナドヲサセルノデアル、ソレデ此出水君ノ修正案ノ如ク、三項四項ノ如キハ、無論違ヒガアリマセヌカラ、大体文字ハ、多少修正ヲ致シタイト思ヒマスガ、大体違ヒハナイト思ヒマスカラ、ソレモ御同意致シマスカラ、第一項ノ方ノ保管セシムルト云フコトハ、少シク働ノアルヤウニ致シテ置キタイト思ヒマス、委託シ又ハ保管セシムルコトガ出來ル途ヲ開イテ、サウシテ此二項ヲ削リマシテ、ソレデモウ十分社寺ガ、私ハ満足シ得ルダラウト思フ、實際又成ルタケ其方針ヲ執リマス、境内ノ方ハ、廣ゲルコトガ出來ルト云フコトニナリマスカラ、ドウカ是デ一ツ御譲リ合ニ願ヒタウゴザイマス

○(ドウカ一ツ文章ヲ「ト云フ者アリ」)

○農商務技師(村田重治君) 第十七條社寺上地森林ハ其社寺ニ保管セシムルヲ得ル、ソレカラ二項ヲ削除シテシマヒマシテ三項、社寺ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ社寺林地ヲ所有シ又ハ主副產物ヲト、勅定ノ定ムル所ニ從ヒト云フコ

トダケガ這入ル——社寺林地ヲ私有シ又ハ主副産物ノ一部ヲ採收スルコトヲ得ル、ソレカラ保護ノ方法及施行細則ハ、命令デ十分ダラウト思ヒマスカラ、命令ヲ以テ之ヲ定ムル

○(關信之介君) 唯今其政府ノ修正案ハ、誠ニ簡單ナヤウデゴザリマスガ、此事ハ大變ニ權利ノ消長ニ關スルコトト思ハレル、ソレデ保管セシムルコトヲ得ト云フト、保管セシムルナクテモ宜イト云フコトニナル、サウスルト政府ノ趣加減デ、此方法ハ殺スコトモ活カスコトモ、政府ニアルヤウナ譯デアアルカラ、此法律ヲ設ケタ所ノ趣旨ニ反スルト考ヘル、故ニ之ヲセシムト云フコトニナルト、政府ガ行政官ニ命ジタヤウニナルカラ、社寺上地ノ森林ハ、社寺ニ保管スルコトヲ得ト、斯ウ云フ風ニナツテ、折合フコトハ出來マセヌカ

○政府委員(藤田四郎君) ソレデハドウモ行ケマセヌ、御承知ノ如ク此上地林ト云フモノハ、皆復活スルコトガ、ドウカト云フコトハ、林政上ナリ國家ノ國土ノ保全上カラ見マシテ、考ヘナケレバナラヌ、ソレデハ能ク社寺局ナド、協議ヲ致シマシテ、或ル場合マデハ、總テサウ云フ御趣意ニナルダラウト思フ、或ル寺ハ仕合ニ大變持ツテ居ル、又非常ニ少ナイ所ガアル、ソレ等ノ所ハ、能ク公平ヲ失ハヌヤウニ致シ、又實際ニ寺ノ維持ニ必要ナル程度ヲ以テ行クトシテ、保管セシムル方ガ、宜イダラウト思フ譯デアリマスカラシテ、若シモ是ダケデ足リナイト云フコトデアレバ、社寺上地ノ森林ハ、勅令ノ定ムル所ニ依ルト云フ處ハ、保管セシムトシテモ宜イノデスガ、ソレハ後トニ書イテアルカラシテ、要ラヌト云フ積リデアル、ソレハ一概ニ總テ保管セシムト云フコトニナルト、上地林ガ皆取ツテシマフコトニナルト、非常ニ原簿ガ出來テ來マス、實際ニ支ヘノナイヤウニ止メタイト思フ

○(中村彌六君) 今ノ政府委員ノ修正案デアリマスルガ、文章ニ關スルデアリマスケレドモ、元來此法律ト云フモノハ、國有林野法ノ下戻法案ノ方ハ、即チ人民ノ權利ヲ主トシテアル、此方ハ國有林野ノ方ニ極ツタモノヲ、即チ主格トシテ立ツテ行カナケレバナラヌノニ、ソレヲ此所ノ時分ニ至ツテ、國有ノ方ト云フモノガ、主ニナラナイデ、客ニナルト云フコトハ、餘程法律ノ体裁ヲ爲サヌヤウデ

○政府委員(藤田四郎君) 詰リソレデゴザリマスカラ、セシムルコトヲ得ト云フコトニナリマスノデ、詰リ出水君ノ意味デハ困リマス

○(出水彌太郎君) セシムルト云フコトニナルト、決シテ是ハ行ハレヌト云フコトニナル

○(中村彌六君) 出水君ニ御照會デアリマスガ、斯ウ云フコトハ行キマセヌカ、委託スルコトヲ得ルト云フコトニシマシタ所ガ、委託シマシタ所ニ於キマシテ、寧ロ委託スルコトヲ得ルニシテ置キマシテモ、勅令ヲ以テ定ムト云フ漢タル所デ、御不安心ナラバ、爰ヘ以テ往ツテ委託シタ所ニ對スル保管料トシテ、林産物ニ對シテハドレノドレダケノモノヲヤルト云フコトヲ、定

メテ置キマスレバ……

○(出水彌太郎君) ソレハセシムルコトヲ得トスルト、セシメヌト云フコトガ、一方ニ附イテ居ルカラ、セシメヌト云フ方ニ取ツテ來ル、サウスルト從來ノ委託ト同ジニナル

○(中村彌六君) 保管ト委託ハ、ドレダケノ差別ガ生ジマスガ、私ハ保管ト云フコトニナリマシタナラバ、寧ロ非常ニ社寺ノ方デ、責任ガ重クナツテ來ル、ソレデ委託ト云フ方ガ、社寺ノタメニ宜カラウト思ヒマスガ、保管ト委託ノ區別ハ、政府ハドレダケノ分界ヲ御付ケニナツテ居リマスカ

○(高岡忠郷君) 是ハ明治以前ニ、御上ノ御寄附トカ、諸侯ノ寄付トカ云フモノヲ、同一ニシタイノガ趣意デアリマスカラ、保管ト云フ意味ガ、最モ必要デアリマス、委託トハ餘程違ヒマス、併シ文章ノ上ノコトハ「得ル」ト云フコトデ、宜カラウト思ヒマス

○委員長(杉田定一君) 採決致シマス「社寺上地ノ森林ハ其社寺ニ保管セシムルコトヲ得」斯ウ云フノデスカ

○(關信之介君) 私ノハ「社寺上地ノ森林ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其社寺ニ保管セシム」

○政府委員(藤田四郎君) 「社寺上地ノ森林ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其社寺ニ保管セシムルコトヲ得」ト云フコトニシテ、主客ノ別ヲ立テ、貫ヒタイト思ヒマス

○(中村彌六君) 「保管セシムルコトヲ得」ト云ヘバ、非常ニ社寺ガ不利益ニナリマスガ、保管ト委託ノ區別ヲ……

○政府委員(藤田四郎君) 是ハ銘々ノ御考デ、御極メ下サルコトニ願ヒタウゴザイマス、併シ法律上カラ見マスレバ、同ジデアリマスガ、銘々ノ御考デ、御斟酌シテ貫ヒタイ

○(中村彌六君) 是ハ成ルベク社寺ヲシテ利益ニナリ、權利ヲ持タスノデアリマスカラ、委託サレタモノハ、或部分ハ、保管ノ義務ハナイガ、保管トナルト、其責ガ大變ナモノニナリマス、保管ト云フ文字ハ、社寺ニ對シテ、委託スルコトヲ得ト云フコトニスルガ、適當ト思ヒマス

○政府委員(藤田四郎君) 何レデモ宜ウゴザイマス、法律問題ハ同ジデゴザイマス

○委員長(杉田定一君) 出水君ノ修正說ヲ先キニ採リマシテ、出水君ノ「保管セシム」ト云フノヲ採ツテ、ソレガ往ケナケレバ「社寺上地ノ森林ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其社寺ニ委託セシムルコトヲ得」ト云フノヲ……

○政府委員(藤田四郎君) 三項四項ハ折合ヒマスカラ、本條ハ「セシムルコトヲ得」ト云フコトハ、シテ貫ヒタイ、委託デモ保管デモ、ソレハ宜シウゴザイマス

○(高岡忠郷君) 委託ト云フニハ、反對デゴザイマス

○政府委員(藤田四郎君) 「セシムルコトヲ得」ト云フト「セシムヘシ」ト云フ

ノヲ、御採り下スツテ、其次ニ保管ト委託ヲ、御採り下サツテ宜イト思ヒマス
○(關信之介君) 私ノハ「社寺上地ノ森林ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ」或ハ「從
ヒ其社寺ニ委託スルコトヲ得」

○委員長(杉田定一君) サウスルト出水君ノ修正説ヲ採ツテ……

(「ソレニハ賛成ガナイ」ト呼フ者アリ)

○(福田久松君) 之ヲ委託ト云フ字ニ直スナレバ、上ニ保護ト云フ字ガ附カ
ナケレバ、可笑シイカラ委託ト云フノナラバ、私ハ保管ノ方ヘ手ヲ舉ゲマス、
委託ト云フ字ヲ使ウテ、上ニ保護ト云フ字ガ這入ラナケレバ、反對ヲ致シマ
ス

○委員長(杉田定一君) 關君ノ委託ト云フノニ同意ノ諸君ハ、手ヲ舉ゲテ下
サイ

舉手者 少數

○委員長(杉田定一君) 少數デ潰レマシタカラ、原案ニ決シマス、次ニ
「社寺上地森林ハ其社寺ニ保管セシムルコトヲ得」

是ニ同意ノ御方ハ、手ヲ舉ゲテ下サイ

舉手者 多數

○委員長(杉田定一君) 多數、ソレカラ
「社寺ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ社寺林地ヲ使用シ又ハ主副產物ヲ採取ス
ルコトヲ得」

此説ニ同意ノ方ハ、手ヲ舉ゲテ下サイ

舉手者 多數

○委員長(杉田定一君) 多數、ソレカラ第三デス
「保管ノ方法及施行細則ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」

(「撤回」ト呼フ者アリ)

○(出水彌太郎君) 十八條ヲ増シテ、第二項ノ前二項ト云フ「二」ノ字ヲ削ル
ト云フ説デス

○委員長(杉田定一君) 十七條ノ次ハ、十八條ノ一項ヲ拵ヘルノデスガ

○(出水彌太郎君) サウデス、唯前二項ト云フ「二」ノ字ヲ削ルノデス

(「協議會ニシタイ」ト呼フ者アリ)

(此間速記ヲ中止ス)

○委員長(杉田定一君) 是ハ別ニ協議會ニスル程ノコトハナイト思ヒマス、
協議會ヲ開ク必要ハナイト思ヒマスカラ、是デ進メタ方ガ宜シイト思ヒマ
ス、デ、ソレデ決ヲ採リマス、出水君ノ十七條ノ本文ノ第二項デ、國有林野
ニシテ云々、之ヲ十八條ニ移スト云フ、是ニ同意ノ諸君ハ、舉手ヲ願ヒマス

舉手者 多數

○委員長(杉田定一君) 多數デス、サウスルト云フト其結果トシテ、其次ノ
「前二項」ノ「二」ノ字ガ削ラレテ「前項」トナリマス、是ニ付イテハ、別ニ御異
議ハアルマイト思ヒマス

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○委員長(杉田定一君) ソレデハ是十七條ハ決シマシタ、保管ノ字ハ、此
儘デ宜シウゴザイマスガ(「ヨシ」ト呼フ者アリ)ソレデハ十七條ハ、是
デ終ツタトシテ、尙ホ引續イテヤリマスガ

(「時間デスカラ食後ニ致シタイ」ト呼フ者多シ)

○委員長(杉田定一君) サウシマスルト云フト是デ、モウ休憩致シマシテ、
飯ヲ食ツテカラ遣リマス

午後零時四十六分休憩

午後三時二十六分開會

○委員長(杉田定一君) ソレデハ政府委員

○政府委員(藤田四郎君) 先刻出水君カラ、御尋ガアツタト云フコトデゴザ
イマスガ、此第十七條ノ二項ヘ、社寺ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ社寺林地ヲ使
用シ又ハ其主副產物ヲ採取スルコトヲ得ト云フコトニ付イテ、政府ハドウ云
フ方針ヲ持ツテ居ルカト云フコトノ、御尋ノヤウニ心得マスガ、既ニ社寺ト
町村ノ委託ト云フモノト、境ヲ分チマシテ社寺ニ於キマシテハ、此保管ノ制
度ヲ採リマシテ、主副產物ヲ採取スルコトヲ得ト云フコトニナリマシタ以上
ハ、十八條ニゴザイマスル、市町村ノ一部ニ其保護ヲ委託スルヲ得ト云フコ
トカラ云ヘバ、餘程輕重ガアルダラウト思ヒマス、即チ政府ハ十七條ト十八
條ノ扱ヒ振ハ、厚薄ヲ十分ニ立ル積リデアリマスカラ、即チ其適度ト云フモ
ノハ、能ク調査ヲ致シテ見マセスト、チヨット茲デ申上グルコトハ出來マセ
ヌガ、最初勅令ヲ以テ定メルト云フ案ガゴザイマスガ、其案ヨリモ十分ニ進
ンダル所ノ意見ヲ持タナケレバナラヌト云フ考ヲ持ツテ居マス、ソレデハ御
満足ナサラスト云フヤウナ場合ガアツテ、終ニ段々ノ議論モ出マシタヤウナ
コトデゴザイマシテ、既ニ十七條ト十八條ト別ニナリマシタカラ、其邊ニ付
イテハ、一層社寺ノ維持上ニ付イテ、必要ナル保護ト云フモノヲ進メル方針
ヲ採ルコトヲ、茲ニ明言致シマス

○(出水彌太郎君) 唯今政府委員ノ御説明デハ、少シ漠トシテ居リマスルガ
モウ一應慥メマス、ソレデ十七條ト十八條ト別ツタ以上ハ、十七條ニハ、十分
ノ保護ヲ加ヘルト云フノ精神デアルト云フコトダケハ、分リマシタガ、私共
ノ考デハ、其林地ノ社寺ガ使用シ、又ハ林地ノ主副產物ヲ採取スルコトヲ得
ト云フコトガ、主眼トナツテ居ル、ソレ故ニ保管ト云フ責任ヲ持ツテ居ル、斯
ウ云フ考デゴザイマス、ソコマデ政府ガ進ンデ御ヤリ下サレマスガ

○政府委員(藤田四郎君) 政府ガ社寺ニ保管セシムル所ノ上地林ニ付キマシ
テハ、御説ノ通り至ルコトヲ希望致シテ居リマス

○(高岡忠郷君) 唯今出水君ガ十分御述べニナツタガ、元來政府ハ社寺ノ上
地ニ付キマシテハ、矢張諸侯ノ奉還シタルモノト、同一ニスルト云フコトデ
ゴザリマス、吾々ノ考ハ明治維新ノ以前ノ通りノモノニシテ、其社寺林ト云

フモノハ、國有經濟ノ方ニ置カナイデ、其造林ト云フコトヲ、矢張社寺二十分保管セシメテ、ソレヲ明治以前ノ制度ト、以後ノ制度ト變ラヌモノトシタイト云フ精神デゴザイマス、今政府委員ノ御辯明ヲ聞キマス、其通リト思ヒマスカラ、同意致シマス

○委員長(杉田定一君) 出水君ニ御諮リ致シマスガ、出水君ノ遞減祿ノコトニ付イテハ、ドウナサル

○(出水彌太郎君) 下戻法案ニ對シテ遞減祿云々ト云フコトハ、撤回致シマス、ソレカラ未ダ下戻法案ノ第五條ニ「公用又ハ社寺境内ニ供シタル」云々トアリマス、之ヲ否決致シマスヲ云フモノハ、前ニ社寺ニ境内ヲ貫フト云フコトニナレバ、是ハ要ラナイト云フコトカラ、否決ト云フコトニナリマシタ、是ガ委託保管ト云フ方ニ入ル以上ハ、此第五條ヲ活シテ貫ヒタイト云フコトヲ、更ニ請求致シマス

○委員長(杉田定一君) ソレハ今二次會ノ場合デアリマス、是ハ二次會ニ於テ、既ニ決シテシマウテ居ル、ソレヲ又復活スルコトハ出來マセヌ

○(出水彌太郎君) ソレデハ三讀會ノ場合デ……

○政府委員(藤田四郎君) 二讀會ハ、三讀會ノ積デ、御開キニナルコトヲ、昨日確カニ保證ヲ得テ置キマシタ、ドチラデモ宜シイガ、政府ニ於テモ、相談セヌナラヌカラ、二次會ハ二次會ニ止マラズ、總テ御ヤリ下サルコトハ、心得テ居リマスカラ、政府ハ二次會ハ、三讀會ト心得テ居リマス

○委員長(杉田定一君) 未ダ確定ニハナリマセヌ——サウシマスルト云フト御一統サンニ申上ゲマスガ、國有土地森林原野下戻法案、國有林野法案、此二案ノ逐條議ハ、是デ終ッタデゴザイマス、ソコデ此確定ノ前ニ當ッテ、段段此收益ノコト、カ、或ハ何トカ、主副產物ノコト、云フヤウナコトニ付イテ、何カ協議ガアルヤウナコトニ承ッテ居リマス、若シモサウ云フ確定議ノ前ニ、御協議ガ御必要ナラバ、暫ク本會ヲ中止シテ、協議ヲシテ、サウシテ協議ノ調フタ所デ、確定議ニ移ルト云フ方ガ、混雜ヲ致サヌデヨカラウト思ヒマス、如何デゴザリマス

○(關係之介君) 撤回ト云フコトハ、出水君一人ガヤッタノデアリマスガ、委員會ガヤッタノデアリマスガ

○委員長(杉田定一君) 撤回ニ付イテハ、御異議ハナカッタデス——サウシマスルト協議會ニ移リマス、協議會ノ間ハ、速記ヲ中止シテ置キマス

午後三時三十八分協議會ニ移ル

午後四時二十分開議

○委員長(杉田定一君) 是ヨリ三讀會ヲ開キマス、國有林野下戻法案ノ方カラ先キニ議シマス

○(中村彌六君) 私ハ第一條ニ於キマシテ標題ヲ國有ト云フモノヲ除キ、第一條ノ現ニ國有ニ屬スルト云フ數字ヲ削除スルト云フ修正意見ヲ提出致シマス

○委員長(杉田定一君) チョット御諮リシマスガ、何モサウ四角張ルコトハイカナイケレドモ、三讀會ニ國有ト云フ字ヲ削ルトカ云フヤウナコトニナルト、再ビ二讀會ニナルヤウニナッテ往クコト、思ヒマスガ……

○(中村彌六君) 三讀會デ出來ヌコトナラ、二讀會ノ折ノ數ヲ認メテ居リマスカラ、ソレデケテ御手數ヲ願ヒタイ、採決ヲシテ戴カヌ、必ズ三分ノ一以上アレバ、ソレデ宜シウゴザイマス

○委員長(杉田定一君) 七名アレバ、少數者ノ意見ガ報告ガ出來マス

○(出水彌太郎君) 私ハ先刻ノ原案ノ五條ヲ復活スルト云フコトヲ提出致シマス

○委員長(杉田定一君) 是ハ二讀會デ決シタコトデ、今サウ云フコトヲ云ハレト、困ル譯デスガ

○(關係之介君) 昨日ノ會ト云フモノハ、出水君ナリ中村君ナリ佐々木君ナリノ發議ト云ヒ、吾々モ多少意見ガアッテ、昨日ノ決議ハマダ能ク此委員會ヲ代表シテ居ラヌ、故ニ斯ノ如キ不十分不滿ノコトヲ以テ、委員會ヲ終ルハ歎カハシイカラ、茲ニ再議ヲ爲スヤ否ヤニ附イテ、決定ヲ致シテ貫ヒタイと思ヒマス

○(西谷金藏君) 私ハ關君ニ贊成デアリマス、昨日ノ速記ヲ見テモ分ルガ、昨日ノ會ハ假ニ二次會ノ意味ヲ以テ終ヘタノデ、此儘ニシテ置クノハ、即チ吾々ノ任務ヲ全クスルコトガ出來ヌト思ヒマス

○(首藤陸三君) 私ハ反對デアリマス、任務ヲ盡サヌト云ウテ、再ビ委員會ヲ開イテ、再ビ參ッタナラバ何遍開カナケレバナラヌカ分ラヌ

○(中村彌六君) 再議スル必要ハナイト思フ、任務ヲ盡サヌト云フ御話デアリマスガ、任務ヲ盡シテ居レバコソ、此位紛亂スルノデアリマス

○(關係之介君) 經マリヲ付ケル途ガアルカラ、今此處デ再議シタラ宜カラウト云フノデ、ソレヲ規則ニ拘泥シテ經マリヲ付ケヌト云フノハ、吾々ノ任務ヲ盡サヌト云フノデ、委員會ニハサウ面倒ナ規則ハナイ

○(西村眞太郎君) 委員會ニハ規則ハナイト云フ御話モアリマスガ、凡ソ慣例ト云フモノガアリマスカラ、ソレニ從ッテ進行シナケレバナラヌト思フ、二讀會ハ既ニ終ッテ三讀會ニ掛ル場合ニ、再議シヤウト云フコトハ、異例デアル、若シ滿場一人モ反對ナクバ格別、一人デモ再議スルコトニ反對スルモノガアルナラバ、例ニ戻ルノデアアルカラ、二讀會ヲ開クコトハ違例デアル、故ニ三讀會ニ於テ進行スルニ異議アルナラバ、中村君ノ御話ノ如ク異議アルモノハ、同意者ヲ募ッテ、三分ノ一以上ノ數ヲ得ルナラバ、ソレヲ以テ少數意見トシテ、本會ニ持出スト云フコトハ、當然ノコトトシテ今再議ヲスルト云フコトハ、宜シウナイト思ヒマス

○政府委員(藤田四郎君) 私ガ申シマシタトキハ、諸君ガ二次會ガ結了シタト云フコトヲ言ハレル前ニ申シマシタ

○委員長(杉田定一君) チョット諸君ニ申シマスガ、既ニ議會ヲ開イテ纏マラヌ以上ハ、致方ガナイ、三讀會ニ移ス外ナイト云フコトニナツタノデ、ソレヲ再議ニ附スルト云フコトハ、少シク御勘考ヲ願ヒタイト思ヒマス

○(佐々木正藏君) 已ムヲ得マセヌカラ、別説ヲ持ツタ人ハ、少數意見トシテ二タ通リ出スコトニシタラ宜カラウト思ヒマス

○(出水彌太郎君) 先刻來種々御議論ガアリマスガ、理窟カラ云フト、西村君ノ言ハレル如ク、ドウシテモ三讀會ヲ開イテ確定スル外ナイ、所ガサウナリマス、私ハ速記録ニ特筆シテ殘シテ貰ヒタイト云フノハ、第五條ハ今ノ筆法デヤラレト戻スコトガ出來ナイト云フ結果ニナリマスカラ、斯ウ云フ委員會デアッタト云フコトダケヲ特筆シテ置イテ貰ツテ、サウシテ本會ニ向ッテ少數者ノ意見トシテ持出シテ、十分意見ヲ闡ハスト云フコトニシタイ

○(中村彌六君) 既ニ三讀會ヲ開クト云フ御宣告ガアリマシタノデ、三讀會ノ半バニ至ッデ、二讀會ヲ開イテ再議ヲスルト云フコトハ、如何ニモ不都合ナコト、考ヘマス、ドウカ速ニ確定ノ議ヲ御採リニナツテ御報告ヲ願ヒタイ

(採決「ト呼フ者アリ」)

○委員長(杉田定一君) ソレデハ國有土地森林原野下戻法案此字句ノ修正ハ委員長理事ニ御譲リ下スツテ、第二次會ノ決議ノ通り御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ「ト呼フ者アリ」)

○委員長(杉田定一君) 可決ニナリマシタ、ソレカラ國有林野法案、是モ字句ノ修正ハ委員長理事ニ御譲リ下スツテ、第二次會ノ決議通り御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ「ト呼フ者アリ」)

○委員長(杉田定一君) 可決ニナリマシタ、マダニツ殘ッテ居リマス、社寺林地保管法案、出水君カラ御出シニナツタノト、國有山林原野整理處分ニ關スル建議案、藤金作君カラ御出シニナツタモノデアリマスガ、是ハドウシマス

○(中村彌六君) 此二讀會ニ於キマシテノ修正意見ガ、出席委員ノ三分ノ一以上ノ同意者ガアリマシタナラバ、少數意見トシテ提出スル積リデアリマスカラ、御承認ヲ請ヒマス

○委員長(杉田定一君) 今日ハ是デ散會致シマス

午後四時三十九分散會

正誤

衆議院國有林野法案外三件委員會速記録第六號七〇頁ノ上段十九行ト二十行ノ間ニ左ノ一項ヲ脱ス
○政府委員(藤田四郎君) 下戻法第二條第三項ノ官ヨリ拂下ハ同意デアリマスグレドモ「下付」ハ不同意デアリマスカラ「第三項ノ官ヨリ拂下丈ケハ」アリマシテモ差支アリマセン